

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
保健衛生業		公益財団法人世田谷区保健センター 世田谷区立保健センター			東京都世田谷区三軒茶屋2-53-16 03(3410)9101			
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定労働 時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
						1か月(毎日1日)	1年間(6月1日)	
① 下記②に該当しない 労働者	予算・決算統計資料等作成	一般事務	10	7時間45分	4時間	45時間	360時間	29年6/1~ 30年5/31
	健康増進事業事務・後処理	保健指導	21	同上	同上	同上	同上	
	医療検査予約・診療報酬請求	医療事務	8	同上	同上	同上	同上	
	医療検査後処理及び緊急検査	医学的検査・指導	18	同上	同上	同上	同上	
	臨時の研修等	研修	8	7時間	2時間	4時間	36時間	
② 1年単位の变形労働時 間制により労働する労働者								
休日労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間
予算・決算統計資料等作成		一般事務	9	土日祝日 12/29~1/3	1か月に4回 8:30~17:15			29年6/1~ 30年5/31
診療報酬請求		医療事務	7	同上	同上			
健康増進事業事務・後処理		保健指導	16	同上	同上			
医療検査後処理及び緊急検査		医学的検査・指導	16	同上	同上			

協定の成立年月日 平成29年 5月 23日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 管理課計画担当係長

氏名 片口直英

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者)の選出方法(労働者代表選任書への署名・押印による)

平成29年 5月 23日

使用者職名 理事長

氏名 永井 努



一定期間についての延長時間は1か月45時間、1年360時間とする。ただし、予算・決算業務、通常を大幅に超える検査依頼が集中し特に検査がひっ迫したとき、機器等のトラブル対応があったときは、労使の協議を経て、6回を限度として1か月70時間まで、1年510時間まで延長することができる。なお延長時間が1か月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、1か月60時間を超えた場合の割増賃金率は50%、1年360時間を超えた割増賃金率は25%とする。

渋谷労働基準監督署長殿

時間外労働
休日労働
に関する協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
身体障害者福祉センター		公益財団法人世田谷区保健センター 世田谷区立総合福祉センター			東京都世田谷区松原6-41-7 03(5376)3411			
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定労働 時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
						1か月(毎日1日)	1年間(6月1日)	
① 下記②に該当しない 労働者	予算・決算統計資料等作成	一般事務	4	7時間45分	4時間	45時間	360時間	29年6/1～ 30年5/31
	障害者指導記録作成	事務・福祉	24	同上	同上	同上	同上	
	専門研修・講座・企画・実施等	事務・福祉	18	同上	同上	同上	同上	
	関係機関連絡調整	事務・福祉	14	同上	同上	同上	同上	
	臨時の研修等	研修	39	7時間	2時間	4時間	36時間	
② 1年単位の变形労働時 間制により労働する労 働者								
休日労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 満18歳以上 の者	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間
予算・決算統計資料等作成		一般事務	4	土日祝日 12/29～1/3	1か月に4回 8:30～17:15			29年6/1～ 30年5/31
障害者地域交流事業		事務・福祉	30	同上	同上			
地域リハビリテーションネットワーク業務		事務・福祉	20	同上	同上			
就学児の継続育成相談		福祉・看護師	7	同上	同上			

協定の成立年月日 平成29年 5月 23 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 総合福祉センター管理係長

氏名 高野 典夫

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者)の選出方法(労働者代表選任書への署名・押印による)

平成29年 5月 23日

使用者職名 理事長

氏名 永井 努

一定期間についての延長時間は1か月45時間、1年360時間とする。ただし、予算・決算業務、通常を大幅を超える検査依頼が集中し特に検査がひっ迫したとき、設備等のトラブル対応があったときは、労使の協議を経て、6回を限度として1か月70時間まで、1年510時間まで延長することができる。なお延長時間が1か月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、1か月60時間を超えた場合の割増賃金率は50%、1年360時間を超えた割増賃金率は25%とする。

渋谷労働基準監督署長殿

